

## 法規01 用語

- 1  事務所の用途に供する建築物で階数が15以上のものは、建築基準法上、「特殊建築物」に該当する。
- 2  図書館は、建築基準法上、「特殊建築物」である。
- 3  常時閉鎖式防火戸は、建築基準法上、「建築設備」である。
- 4  建築物の自重等をささえる基礎は、建築基準法上、「主要構造部」である。
- 5  建築物のすべての階段は、建築基準法上、「主要構造部」である。
- 6  建築物の自重等をささえる基礎ぐいは、建築基準法上、「構造耐力上主要な部分」である。
- 7  地下の工作物内に設ける倉庫は、建築基準法上、「建築物」ではない。
- 8  レストランの調理室は、建築基準法上、「居室」である。
- 9  建築物の屋根のすべてを取り替えることは、建築基準法上、「建築」である。
- 10  天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で造られたものは、建築基準法上、「防煙壁」に該当する。
- 11  高さが2mを超える擁壁の工事用の現寸図は、建築基準法上、「設計図書」に含まれる。
- 12  ガラスは、建築基準法上、「耐水材料」である。
- 13  主要構造部を耐火構造とした建築物は、建築基準法上、すべて「耐火建築物」である。
- 14  床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3のものは、建築基準法上、「地階」である。
- 15  用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地は、建築基準法上、「敷地」である。
- 16  請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、建築基準法上、「工事施工者」である。
- 17  建築物の地上4階部分の外壁で、道路中心線から5m以下の距離にある部分は、原則として、建築基準法上、「延焼のおそれのある部分」である。
- 18  火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖又は作動する防火設備を、建築基準法上、「特定防火設備」という。
- 19  「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外の一定のバルコニーも含まれる。
- 20  傾斜地などの敷地に高低差のある場合は、建築物の避難階が複数となることがある。

- 1 ×
- 2 ○ 図書館は、令115条の3第二号により、法別表第1(い)欄の(3)項に該当し、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物である。
- 3 × 法第2条第三号により、「建築設備」は、建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいい、常時閉鎖式防火戸は含まれない。
- 4 × 法第2条第五号により、主要構造部とは、壁、柱、床、はり、屋根又は階段をいい、建築物の構造上重要でない間仕切壁、間柱、附け柱、揚げ床、最下階の床、廻り舞台の床、小ばり、ひさし、局所的な小階段、屋外階段その他これらに類する建築物の部分を除くものとする。基礎は含まれない。
- 5 × 法第2条第五号により、局所的な小階段、屋外階段等は「主要構造部」から除かれる。
- 6 ○ 令第1条第三号により、建築物の自重等をささえる基礎ぐいは、「構造耐力上主要な部分」である。
- 7 × 法第2条第一号により、地下の工作物内に設ける倉庫は、建築基準法上、「建築物」である。
- 8 ○ 法第2条第四号により、「居室」とは、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいい、レストランの調理室はこれに該当する。
- 9 × 屋根は法第2条第五号の主要構造部に該当し、その全てを取り替えることは法第2条第十四号の「大規模の修繕」に該当する。
- 10 ○ 令第126条の2第1項により、天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁で、不燃材料で造られたものは、「防煙壁」に該当する。
- 11 × 法第2条第十二号により、現寸図その他これに類するものは「設計図書」から除かれる。
- 12 ○ 令第1条第四号により、「耐水材料」は、れんが、石、人造石、コンクリート、アスファルト、陶磁器、ガラスその他これらに類する耐水性の建築材料をいう。
- 13 × 法第2条第九号の二により、「耐火建築物」は、主要構造部を耐火構造とし、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の防火設備が必要である。
- 14 ○ 令第1条第二号により、床が地盤面下にある階で、床面から地盤面までの高さがその階の天井の高さの1/3のものは、「地階」である。
- 15 ○ 令第1条第1項第一号により、用途上不可分の関係にある2以上の建築物のある一団の土地は、建築基準法上の「敷地」である。
- 16 ○ 法第2条第十八号により、請負契約によらないで自ら建築物に関する工事をする者は、建築基準法上の「工事施工者」である。
- 17 ○ 法第2条第六号により、建築物の地上2階以上にあつては、道路中心線から5m以下の距離にある部分は、原則として、「延焼のおそれのある部分」である。
- 18 × 令第112条第1項により、「特定防火設備」とは、令第109条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう
- 19 ○ 法第37条、令第144条の3第五号により、「安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分」には、主要構造部以外の一定のバルコニーも含まれる。
- 20 ○ 令第13条第一号により、避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、傾斜地などの敷地に高低差のある場合は、建築物の避難階が複数となることがある。